

## 入札公告

町が所有する物品の売却について、下記のとおり一般競争入札を次のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び志免町財務規則（平成 5 年志免町規則第 19 号、以下「規則」という。）第 91 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 4 月 25 日

志免町長 世利 良末

### 1. 入札に付する事項

#### (1) 公用車（マイクロバス）売却

売却物品

	車種・ナンバー	最低売却価格
1	日野 リエッセⅡ LX 福岡 200 さ 1930（車体色 ピンク）	640,000 円
2	日野 リエッセⅡ LX 福岡 200 さ 1931（車体色 ブルー）	640,000 円
3	日野 リエッセⅡ LX 福岡 200 さ 1999（車体色 グリーン）	640,000 円

※詳細は別添の「売却物品一覧」を参照

※最低売却価格は、消費税及び地方消費税を含まない。

#### (2) 入札又は開札の場所及び日時

志免町役場 第 3 会議室 令和 6 年 5 月 16 日 9:00

※入札会は開催しない。開札の立ち会いについては、7. (4) ④を参照のこと。

#### (3) 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時

①取得場所：志免町ホームページ

②日時：公告日から令和 6 年 5 月 16 日

#### (4) 入札保証金について

①入札に参加しようとする者は、入札書記載金額に消費税及び地方消費税の金額を加

算した金額の100分の5以上(円未満切り上げ)の金額を現金(又は小切手)で令和6年5月14日(火)14:00までに納付しなければならない。

②入札保証金は、落札者以外は入札終了後に入札保証金還付請求書の提出を受けた日の翌日から10日(10日目が土曜、日曜、祝日など志免町役場の休日に当たる場合はその翌日)以内に還付する。入札保証金には利息を付さない。落札者の入札保証金は、その全額を契約保証金に充当する。

③落札者が売買契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は志免町に帰属する。この場合、入札保証金は返還できない。

## 2. 入札に参加する者に必要な資格

入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たしている者。

- (1) 令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 志免町競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成19年志免町告示第47号)第2条及び第3条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員でないこと。
- (6) 国税(法人にあたっては法人税をいい、個人にあたっては所得税をいう)、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。
- (7) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する志免町職員でないこと。
- (8) 入札参加申込書(様式1)及び個別添付書類を提出し、かつ参加資格ありと認められた者。
- (9) 所定の入札保証金を納付した者。

## 3. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が

無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加するために必要な資格のない者の入札。
- (2) 1件につき2以上の入札書による入札。
- (3) 入札金額が訂正されている入札書による入札。
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札。
- (5) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
- (7) その他入札に関する条件に違反したと認められる者の入札。

#### 4. 売却物品の公開

次のとおり公開することとする。

- (1) 日時：令和6年5月7日（火）から令和6年5月9日（木）
- (2) 売却物品を確認する場合には、事前予約が必要になります。  
以下の連絡先へ公開日時の調整をしたうえで行うようにしてください。  
〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号  
志免町役場経営企画課政策推進係  
電話 092-935-1193

#### 5. 入札参加申請書の提出及び入札参加資格の確認等について

入札に参加を希望する者は、次に掲げる提出書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出書類
  - ①個人で申請する場合
    - ア 入札参加申請書（共通様式）**※車両ごとに提出すること**
    - イ 誓約書（共通様式）
    - ウ 身分（身元）証明書（運転免許証の写し又はマイナンバーカードの写し）
    - エ 国税納税証明書（滞納がないことの証明書、発行後3か月以内のもの）
    - オ 市町村税納税証明書（滞納がないことの証明書、発行後3か月以内のもの）
    - カ 印鑑証明書
  - ②法人で申請する場合
    - ア 入札参加申請書（共通様式）**※車両ごとに提出すること**

- イ 誓約書（共通様式）
- ウ 委任状（支社等に委任する場合のみ必要）
- エ 登記事項証明書の写し
- エ 国税納税証明書（滞納がないことの証明書、発行後 3 か月以内のもの）
- オ 市町村税納税証明書（滞納がないことの証明書、発行後 3 か月以内のもの）
- カ 使用印鑑届（実印と使用印が異なる場合のみ必要）

※志免町に入札参加資格のある場合、イ～カは不要

(2) 提出期限

令和 6 年 5 月 9 日 17 : 00 まで

(3) 提出方法

郵送又は持参による。

（郵送の場合、一般書留又は簡易書留の方法で、提出期限までに必着のこと）

(4) 提出先

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目 1 番 1 号

志免町役場経営企画課施設管理係

電話 092-935-1857

(5) その他

- ①提出書類の様式は、志免町ホームページよりダウンロードすること。
- ②提出書類を提出していないものがした入札は無効となる。
- ③入札参加資格確認後、参加資格有りと認めた者に対し、受領印を押印した入札参加申請書の写しをメールにて送付する。当該写しは、入札書提出時に必要となる。  
詳細は 7. (2) を参照。

6. 質疑及び回答

本入札に関する質疑及び回答については、次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和 6 年 5 月 9 日 17 : 00 まで

(2) 質疑の方法

質疑書に記載し、電子メールにて送信すること。

(3) 質疑先

メールアドレス：[seisaku@town.shime.lg.jp](mailto:seisaku@town.shime.lg.jp)

（志免町役場経営企画課政策推進係 吉村宛て）

(4) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は次に掲げる日時までに、質疑者の他、入札参加予定者全員に送信

する。

日時：令和6年5月10日

(5) 質疑書の様式は、志免町ホームページよりダウンロードすること。

## 7. 入札書の提出について

### (1) 提出期限

令和5月15日 17:00まで

### (2) 提出方法

郵送又は持参による。**※車両ごとに提出すること**

(郵送の場合、一般書留又は簡易書留の方法で、提出期限までに必着のこと)

また、5.(5)③にて交付した入札参加申請書の写しを同封し、封筒には印鑑にて封印すること。

### (3) 提出先

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号

志免町役場経営企画課施設管理係

電話 092-935-1857

### (4) その他

①提出書類の様式は、志免町ホームページよりダウンロードすること。

②入札書の日付は、入札書作成日とする。

③入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。

④開札は、入札者であれば立ち会うことができる。立ち会いを希望する者は入札書提出期限(令和6年5月15日)までに志免町役場経営企画課施設管理係に連絡すること。立ち会い者がいない場合、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせることとする。

### ⑤落札者の決定

・開札の結果、町が設定した予定価格(最低売却価格)以上で最高価格の入札者をもって落札者とする。

・落札者となる同価格の入札者が2者以上あるときは、くじにより決定。

### ⑥契約保証金

契約保証金は免除とする。

## 8. 辞退について

入札参加申請書提出後に入札を辞退する場合は、次のとおり入札辞退届を提出すること。

### (1) 提出期限

令和5月15日 17:00まで

### (2) 提出方法

郵送又は持参による。**※車両ごとに提出すること**

(郵送の場合、一般書留又は簡易書留の方法で、提出期限までに必着のこと)

(3) 提出先

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号  
志免町役場経営企画課施設管理係  
電話 092-935-1857

9. 異議の申し立て

入札した者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

10. その他

- (1) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行う。
- (2) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 入札及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。